

別紙 「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」の一部改正（変更点は下線部）

改正後	現行
こ支障第13号 令和5年6月30日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長 こども家庭庁長官 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について 標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、<u>令和5年4月1日</u>から適用することとされたので通知する。 なお、<u>「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知</u>は廃止する。 <u>ただし、令和4年度以前に交付された国庫負担金</u>の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。	厚生労働省発障第1218002号 平成19年12月18日 <u>（最終改正）厚生労働省発障0216第2号</u> <u>令和5年2月16日</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長 厚生労働事務次官 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について 標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、<u>平成19年4月1日</u>から適用することとされたので通知する。 なお、<u>平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号本職通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」</u>は廃止する。 <u>おって、平成18年度以前に交付された国庫負担（補助）金</u>の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

改正後	現行
別紙	別紙
障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱	障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱
(通則)	(通則)
1 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。 <u>以下「適正化法施行令」という。</u> ）及び <u>こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）</u> の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。	1 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び <u>厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省 令第 6 号）</u> の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 <u>労働省</u>
2～3（6）（略）	2～3（6）（略）
(7) 「障害児入所措置費」とは、都道府県、指定都市 <u>（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）</u> 又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、指定発達支援医療機関については、委託に要する費用とする。）をいい、次の費目に分けるものとする。	(7) 「障害児入所措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、指定発達支援医療機関については、委託に要する費用とする。）をいい、次の費目に分けるものとする。
ア～(16)オ（略）	ア～(16)オ（略）
カ 「6/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。	カ 「6/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、 <u>秦野市</u> 、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市、 <u>東久留米市</u> とする。
キ～5（1）ア（ア）①（略）	キ～5（1）ア（ア）①（略）
(i) 福祉・介護職員処遇改善加算費	(i) 福祉・介護職員処遇改善加算費
各月の支弁額（治療に要する費用を含み、福祉・介護職員処遇改善加算費、福祉・介護職員等特定処遇改善加算費及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算費を除く。以下（ii、iii）において同じ。）に「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 4 年 7 月 22 日障障発 0722 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。 <u>以下「処遇改善事務処理手順」という。</u> ）に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善加算率を乗じて得た額とする。	各月の支弁額（治療に要する費用を含み、福祉・介護職員処遇改善加算費、福祉・介護職員等特定処遇改善加算費及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算費を除く。以下（ii、iii）において同じ。）に「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 4 年 7 月 22 日障障発 0722 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） <u>（以下「処遇改善事務処理手順」という。）</u> に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善加算率を乗じて得た額とする。
(ii) ～②（略）	(ii) ～②（略）
(イ) 負担額及び負担区分	(イ) 負担額及び負担区分
国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定によりその 2 分の 1 に相当する額を負担	国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定によりその 2 分の 1 に相当する額を負担

改正後

するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 並びに法第 51 条第 2 号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置費を負担するものである。

経費の 種別	措置主体の 区分	児童等の入 所先施設の 区分	措置費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障 害 児 入 所 措 置 費	都道府県、 指定都市及 び児童相談 所設置市	都道府県立 施設、市町 村立施設及 び社会福祉 法人等立施 設	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない 事由による措 置費	指定都市、 児童相談所 設置市及び 市町村	都道府県立 施設、市町 村立施設及 び社会福祉 法人等立施 設	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) ～イ (ア) (略)

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア) により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号及び法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその給付費を負担するものである。

現行

するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 並びに法第 51 条第 2 号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置費を負担するものである。

経費の 種別	措置主体の 区分	児童等の入 所先施設の 区分	措置費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障 害 児 入 所 措 置 費	都道府県、 指定都市及 び児童相談 所設置市	都道府県立 施設、市町 村立施設及 び社会福祉 法人立施設 等	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない 事由による措 置費	指定都市、 児童相談所 設置市及び 市町村	都道府県立 施設、市町 村立施設及 び社会福祉 法人立施設 等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) ～イ (ア) (略)

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア) により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号及び法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその給付費を負担するものである。

改正後

経費の種類	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設給付費等の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1/2		－	1/2
障害児通所給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1/4	1/4		1/2
障害児相談支援給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1/4	1/4		1/2

(ウ)～(2)ア(ア)② (略)

(イ) 負担額及び負担区分

国は(ア)により算定した基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置医療費を負担するものであること。

現行

経費の種類	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設給付費等の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1/2		－	1/2
障害児通所給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1/4	1/4		1/2
障害児相談支援給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1/4	1/4		1/2

(ウ)～(2)ア(ア)② (略)

(イ) 負担額及び負担区分

国は(ア)により算定した基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置医療費を負担するものであること。

改正後

経費の 種別	措置主体の 区分	児童等の入 所先施設の 区分	措置医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障 害 児 入 所 措 置 医 療 費	都道府県、 指定都市及 び児童相談 所設置市	都道府県立 施設、市町 村立施設及 び社会福祉 法人等立施 設	1 / 2		－	1 / 2
やむを得ない 事由による措 置医療費	指定都市、 児童相談所 設置市及び 市町村	都道府県立 施設、市町 村立施設及 び社会福祉 法人等立施 設	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) ～イ (ア) (略)

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア) により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号及び法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその医療費を負担するものである。

現行

経費の 種別	措置主体の 区分	児童等の入 所先施設の 区分	措置医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障 害 児 入 所 措 置 医 療 費	都道府県、 指定都市及 び児童相談 所設置市	都道府県立 施設、市町 村立施設及 び社会福祉 法人立施設 等	1 / 2		－	1 / 2
やむを得ない 事由による措 置医療費	指定都市、 児童相談所 設置市及び 市町村	都道府県立 施設、市町 村立施設及 び社会福祉 法人立施設 等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) ～イ (ア) (略)

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア) により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号及び法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその医療費を負担するものである。

[illegible]

改正後	現行
の収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (5) 略 (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を国庫負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は<u>適正化法</u>施行令第14条第1項第2号の規定により <u>子ども家庭庁長官</u>が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。 (申請の手続き) 8 この国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 都道府県知事は、別紙様式2-1による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに<u>子ども家庭庁長官</u>に提出するものとする。 (2) (略) (3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、これをとりまとめのうえ、都道府県分とあわせて<u>子ども家庭庁長官</u>に提出するものとする。 (4) (1)から(3)に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式2-2による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに<u>子ども家庭庁長官</u>に提出するものとする。 9 (略) (交付決定までの標準的期間) 10 都道府県知事は、8(2)又は9による交付申請書が到達したときは速やかに<u>子ども家庭庁長官</u>に提出を行うものとし、<u>子ども家庭庁長官</u>は、交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。 (交付決定の通知) 11 都道府県知事は、指定都市及び児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措置医療費及び障害児入所医療費を除く。）について<u>子ども家庭庁長官</u>の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し、別紙様式4	入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (5) 略 (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を国庫負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は<u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律</u>施行令第14条第1項第2号の規定により <u>厚生労働大臣</u>が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。 (申請の手続き) 8 この国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 都道府県知事は、別紙様式2-1による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに<u>厚生労働大臣</u>に提出するものとする。 (2) (略) (3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、これをとりまとめのうえ、都道府県分とあわせて<u>厚生労働大臣</u>に提出するものとする。 (4) (1)から(3)に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式2-2による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに<u>厚生労働大臣</u>に提出するものとする。 9 (略) (交付決定までの標準的期間) 10 都道府県知事は、8(2)又は9による交付申請書が到達したときは速やかに<u>厚生労働大臣</u>に提出を行うものとし、<u>厚生労働大臣</u>は、交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。 (交付決定の通知) 11 都道府県知事は、指定都市及び児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措置医療費及び障害児入所医療費を除く。）について<u>厚生労働大臣</u>の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し、別紙様式4又は別

改正後	現行
又は別紙様式5により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。 （実績報告） 12 この国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。 （1） 都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式6－1による事業実績報告書に 関係書類を添えて翌年度の6月末日まで（7の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合 は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に<u>こども家庭庁長官</u>に提出して行 わなければならない。 なお、高額障害児入所給付費において、高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防） サービス費との併給調整を行った場合の併給調整相当額は、当該併給調整相当額が確定した年度の実 績報告に反映させるものとする。 （2） （略） （3） 都道府県知事は、（2）の報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査 等を行い、適正と認めたときは、これをとりまとめのうえ、都道府県分とあわせて<u>こども家庭庁長官</u> に提出して行うものとする。 （4） （1）から（3）に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式6－2に よる事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで（7の（1）により事業の中止又は廃止 の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に<u>こども家 庭庁長官</u>に提出して行わなければならない。 （国庫負担金の額の確定の通知） 13 都道府県知事は、指定都市又は児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫 負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措 置医療費及び障害児入所医療費を除く。）について<u>こども家庭庁長官</u>の交付額の確定があったときは、 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知 を行うものとする。 （国庫負担金の返還） 14 <u>こども家庭庁長官</u>は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える 国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを 命ずる。 15 （1） （略） （2） 保護単価等の特例措置	紙様式5により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。 （実績報告） 12 この国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。 （1） 都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式6－1による事業実績報告書に 関係書類を添えて翌年度の6月末日まで（7の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合 は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に<u>厚生労働大臣</u>に提出して行わ なければならない。 なお、高額障害児入所給付費において、高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防） サービス費との併給調整を行った場合の併給調整相当額は、当該併給調整相当額が確定した年度の実 績報告に反映させるものとする。 （2） （略） （3） 都道府県知事は、（2）の報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査 等を行い、適正と認めたときは、これをとりまとめのうえ、都道府県分とあわせて<u>厚生労働大臣</u>に提 出して行うものとする。 （4） （1）から（3）に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式6－2に よる事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで（7の（1）により事業の中止又は廃止 の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に<u>厚生労働 大臣</u>に提出して行わなければならない。 （国庫負担金の額の確定の通知） 13 都道府県知事は、指定都市又は児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫 負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措 置医療費及び障害児入所医療費を除く。）について<u>厚生労働大臣</u>の交付額の確定があったときは、指 定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を 行うものとする。 （国庫負担金の返還） 14 <u>厚生労働大臣</u>は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫 負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ず る。 15 （1） （略） （2） 保護単価等の特例措置

改正後	現行
都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長並びに市町村長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき <u>こども家庭庁長官</u> の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。	都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長並びに市町村長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき <u>厚生労働大臣</u> の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

新

別表 1 (略)

別表 2

費目の種類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の 使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄												
(1)	(略)	(略)	(略)												
(2) 生 活 諸 費	ア 一般 生 活 費	福祉型障害児入所施設の措置児童等 その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。 ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。 算 式(1) 53,720円×その月の初日の措置児童等数 算 式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数 重度加算費保護単価表 (重度障害児 1 人当たり) <table><tr><th>障害種別</th><th>月額</th></tr><tr><td rowspan="2">知的障害児</td><td>25%加算分 51,610円 30%加算分 61,950円</td></tr><tr><td rowspan="2">自閉症児</td><td>25%加算分 51,610円 30%加算分 61,950円</td></tr><tr><td rowspan="2">盲児</td><td>25%加算分 49,460円 30%加算分 59,340円</td></tr><tr><td rowspan="2">ろうあ児</td><td>25%加算分 44,560円 30%加算分 53,470円</td></tr><tr><td>肢体不自由児</td><td>61,950円</td></tr></table> ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。(主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。)	障害種別	月額	知的障害児	25%加算分 51,610円 30%加算分 61,950円	自閉症児	25%加算分 51,610円 30%加算分 61,950円	盲児	25%加算分 49,460円 30%加算分 59,340円	ろうあ児	25%加算分 44,560円 30%加算分 53,470円	肢体不自由児	61,950円
	障害種別	月額													
知的障害児	25%加算分 51,610円 30%加算分 61,950円														
	自閉症児	25%加算分 51,610円 30%加算分 61,950円													
盲児		25%加算分 49,460円 30%加算分 59,340円													
	ろうあ児	25%加算分 44,560円 30%加算分 53,470円													
肢体不自由児		61,950円													
イ 重度障害児支援加算費	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの その児童の監護及び日常生活諸経費等														

旧

別表 1 (略)

別表 2

費目の種類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の 使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄												
(1)	(略)	(略)	(略)												
(2) 生 活 諸 費	ア 一般 生 活 費	福祉型障害児入所施設の措置児童等 その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。 ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。 算 式(1) 52,460円×その月の初日の措置児童等数 算 式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数 重度加算費保護単価表 (重度障害児 1 人当たり) <table><tr><th>障害種別</th><th>月額</th></tr><tr><td rowspan="2">知的障害児</td><td>25%加算分 50,610円 30%加算分 60,700円</td></tr><tr><td rowspan="2">自閉症児</td><td>25%加算分 50,610円 30%加算分 60,700円</td></tr><tr><td rowspan="2">盲児</td><td>25%加算分 48,390円 30%加算分 58,090円</td></tr><tr><td rowspan="2">ろうあ児</td><td>25%加算分 43,650円 30%加算分 52,410円</td></tr><tr><td>肢体不自由児</td><td>60,700円</td></tr></table> ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。(主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。)	障害種別	月額	知的障害児	25%加算分 50,610円 30%加算分 60,700円	自閉症児	25%加算分 50,610円 30%加算分 60,700円	盲児	25%加算分 48,390円 30%加算分 58,090円	ろうあ児	25%加算分 43,650円 30%加算分 52,410円	肢体不自由児	60,700円
	障害種別	月額													
知的障害児	25%加算分 50,610円 30%加算分 60,700円														
	自閉症児	25%加算分 50,610円 30%加算分 60,700円													
盲児		25%加算分 48,390円 30%加算分 58,090円													
	ろうあ児	25%加算分 43,650円 30%加算分 52,410円													
肢体不自由児		60,700円													
イ 重度障害児支援加算費		その児童の監護及び日常生活諸経費等													

新					旧				
				行動障害児加算費月額保護単価 3,340円×その月初日の別に定める 基準による行動障害児数					行動障害児加算費月額保護単価 3,340円×その月初日の別に定める 基準による行動障害児数
	ウ 強度 行動 障害 児 特 別 支 援 加 算 費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	算 式（３） 強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 245,900 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数		ウ 強度 行動 障害 児 特 別 支 援 加 算 費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	算 式（３） 強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 240,705 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数
	エ 重 度 重 複 障 害 児 加 算 費	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算 式（４） 重度重複障害児加算費月額保護単価 34,600 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数		エ 重 度 重 複 障 害 児 加 算 費	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算 式（４） 重度重複障害児加算費月額保護単価 34,000 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数
	オ (略)	(略)	(略)	(略)		オ (略)	(略)	(略)	(略)
(３) 肢 体 不 自 由 児 基 本 分 措 置 費	ア 点 数 分	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式（１）から（１１）により算定した額の合算額 算 式（１）～算 式（２） （略） 算 式（３） 日用品費月額保護単価 21,480 円×その月初日の措置児童等数 算 式（４）～算 式（１１） （略） （注） （略）	(３) 肢 体 不 自 由 児 基 本 分 措 置 費	ア 点 数 分	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式（１）から（１１）により算定した額の合算額 算 式（１）～算 式（２） （略） 算 式（３） 日用品費月額保護単価 20,980 円×その月初日の措置児童等数 算 式（４）～算 式（１１） （略） （注） （略）

新					旧				
	イ 重 度 障 害 児 支 援 加 算 費	別に定める基 準による重度 肢体不自由児 棟の措置児童 等	その児童の 看護及び日 常諸経費等	重度障害児支援加算費月額保護単価 <u>61,950</u> 円×その月初日の別に定める基 準による重度肢体不自由児棟の措置児 童等数		イ 重 度 障 害 児 支 援 加 算 費	別に定める基 準による重度 肢体不自由児 棟の措置児童 等	その児童の 看護及び日 常諸経費等	重度障害児支援加算費月額保護単価 <u>60,700</u> 円×その月初日の別に定める基 準による重度肢体不自由児棟の措置児 童等数
(4) 肢 体 不 自 由 児 療 育 費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額 算 式(1)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 <u>21,480</u> 円 ×その月初日の措置児童等数 算 式(2)(略) 算 式(3) (重度障害児支援加算費分) 重度障害児支援加算費月額保護単価 <u>61,950</u> 円×その月初日の措置児童等数(すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。) 算 式(4)～算 式(7)(略) (注)(略)		(4) 肢 体 不 自 由 児 療 育 費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額 算 式(1)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 <u>20,980</u> 円 ×その月初日の措置児童等数 算 式(2)(略) 算 式(3) (重度障害児支援加算費分) 重度障害児支援加算費月額保護単価 <u>60,700</u> 円×その月初日の措置児童等数(すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。) 算 式(4)～算 式(7)(略) (注)(略)	
(5) 自 閉 症 児 基 本 分 措	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(11)までにより算定した額の合算額 算 式(1)～算 式(2)(略) 算 式(3)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 <u>21,480</u> 円×その月初日の措置児童等数 算 式(4)(略) 算 式(5)(重度障害児支援加算費分) 次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数		(5) 自 閉 症 児 基 本 分 措	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(11)までにより算定した額の合算額 算 式(1)～算 式(2)(略) 算 式(3)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 <u>20,980</u> 円×その月初日の措置児童等数 算 式(4)(略) 算 式(5)(重度障害児支援加算費分) 次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数	

新				旧															
置 費			重度障害児支援加算費保護単価表 (重度障害児 1 人当たり) <table><tr><th>区分</th><th>保護単価 (月額)</th></tr><tr><td>25%加算分</td><td>51,610円</td></tr><tr><td>30%加算分</td><td>61,950円</td></tr></table> ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。 行動障害児加算費月額保護単価 3,340円×その月初日の別に定める基準による行動障害児数 算 式(6)～算 式(11) (略) (注) (略)	区分	保護単価 (月額)	25%加算分	51,610円	30%加算分	61,950円	置 費			重度障害児支援加算費保護単価表 (重度障害児 1 人当たり) <table><tr><th>区分</th><th>保護単価 (月額)</th></tr><tr><td>25%加算分</td><td>50,610円</td></tr><tr><td>30%加算分</td><td>60,700円</td></tr></table> ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。 行動障害児加算費月額保護単価 3,340円×その月初日の別に定める基準による行動障害児数 算 式(6)～算 式(11) (略) (注) (略)	区分	保護単価 (月額)	25%加算分	50,610円	30%加算分	60,700円
区分	保護単価 (月額)																		
25%加算分	51,610円																		
30%加算分	61,950円																		
区分	保護単価 (月額)																		
25%加算分	50,610円																		
30%加算分	60,700円																		
(6) 重 症 心 身 障 害 児 療 育 費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(8)までにより算定した額の合算額 算 式(1) (略) 算 式(2) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 21,480円×その月初日の措置児童等数 算 式(6)～(8) (略) (注) (略)	(6) 重 症 心 身 障 害 児 療 育 費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から算式(8)までにより算定した額の合算額 算 式(1) (略) 算 式(2) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 20,980円×その月初日の措置児童等数 算 式(6)～(8) (略) (注) (略)												
(7)～ (13) (略)	(略)	(略)	(略)	(7)～ (13) (略)	(略)	(略)	(略)												
(14) 期	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。 算 式	(14) 期	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。 算 式												

新						
末 一 時 扶 助 費			期末一時扶助費年額保護単価 <u>5.650</u> 円×12月初日の措置児童等数			
(15) (略)	(略)	(略)	(略)			
(16) 児 童 用 採 暖 費	福祉型障害児入所 施設の措置児童等	その児童の 冬期の採暖 に必要な経 費	次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10 月分から翌年3月分までに限る。 算 式 次の表の児童用採暖費級地別月額保 護単価×その月初日の措置児童等数			
	児童用採暖費保護単価表（措置児童等1人当たり）					
	級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域
	保護単価（月額）	円 <u>7.880</u>	円 <u>6.040</u>	円 <u>3.910</u>	円 <u>2.900</u>	円 <u>1.460</u>
	(注) (略)					

別表3～別表5(略)

旧						
末 一 時 扶 助 費			期末一時扶助費年額保護単価 <u>5.500</u> 円×12月初日の措置児童等数			
(15) (略)	(略)	(略)	(略)			
(16) 児 童 用 採 暖 費	福祉型障害児入所 施設の措置児童等	その児童の 冬期の採暖 に必要な経 費	次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10 月分から翌年3月分までに限る。 算 式 次の表の児童用採暖費級地別月額保 護単価×その月初日の措置児童等数			
	児童用採暖費保護単価表（措置児童等1人当たり）					
	級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域
	保護単価（月額）	円 <u>7.690</u>	円 <u>5.900</u>	円 <u>3.820</u>	円 <u>2.830</u>	円 <u>1.430</u>
	(注) (略)					

別表3～別表5(略)

新			旧		
障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)			障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)		
別表6			別表6		
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)
A	(略)	(略)	A	(略)	(略)
B	(略)	2,200円	B	(略)	2,200
C	(略)	4,500円	C	(略)	4,500
D1	(略)	6,600円	D1	(略)	6,600
D2	(略)	9,000円	D2	(略)	9,000
D3	(略)	13,500円	D3	(略)	13,500
D4	(略)	18,700円	D4	(略)	18,700
D5	(略)	29,000円	D5	(略)	29,000
D6～ D16	(略)	(略)	D6～ D16	(略)	(略)
備 考	1～2(2) (略) (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 3～4③ア (略) イ 療育手帳制度要綱(「 <u>養育手帳制度について</u> 」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号 <u>厚生労働事務次官通知</u>)の別紙)に定める療育手帳の交付を受けた者。 ウ～7 (略)		備 考	1～2(2) (略) (3) 当該扶養義務者が指定都市(<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。</u>)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 3～4③ア (略) イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。 ウ～7(略)	

新

別表 7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等 1 人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	293,750	285,050	282,830	277,060	273,980	265,850	259,730	253,570
31 ～ 40	246,570	239,220	237,420	232,450	229,840	223,090	217,920	212,770
41 ～ 50	219,960	213,340	211,710	207,230	204,930	198,880	194,200	189,530
51 ～ 60	215,740	209,220	207,610	203,220	200,950	194,880	190,330	185,740
61 ～ 70	211,610	205,210	203,630	199,310	197,030	190,960	186,560	182,050
71 ～ 80	202,670	196,520	194,990	190,820	188,730	182,870	178,630	174,310
81 ～ 90	193,770	187,860	186,370	182,410	180,420	174,810	170,720	166,610
91 ～ 100	185,790	180,220	178,760	174,900	172,900	167,570	163,610	159,600
101 ～ 110	185,550	179,930	178,500	174,670	172,640	167,330	163,340	159,350
111 ～ 120	185,310	179,680	178,260	174,470	172,420	167,100	163,140	159,140
121 ～ 130	185,060	179,410	178,010	174,240	172,170	166,860	162,890	158,920
131 ～ 140	183,220	177,590	176,190	172,440	170,450	165,130	161,250	157,290
141 ～ 150	181,360	175,810	174,400	170,680	168,750	163,460	159,630	155,670
151 ～ 160	179,600	174,100	172,770	169,050	167,150	161,980	158,020	154,140
161 ～ 170	177,660	172,230	170,880	167,220	165,350	160,170	156,360	152,430
171 ～ 180	177,390	171,990	170,650	166,950	165,080	159,910	156,090	152,210
181 ～ 190	177,130	171,750	170,380	166,680	164,790	159,670	155,840	151,980
191人以上	172,420	167,170	165,870	162,300	160,440	155,490	151,740	148,040

(1) - 2 (略)

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	236,260	228,690	226,730	221,120	218,080	210,290	204,660	198,870
11 ～ 20	195,410	189,940	188,540	184,540	182,410	176,770	172,720	168,460

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	286,540	277,680	275,520	270,870	269,420	259,500	251,630	245,560
31 ～ 40	266,490	258,340	256,280	252,000	250,800	241,450	234,120	228,470
41 ～ 50	254,490	246,720	244,770	240,210	238,640	229,680	222,660	217,000
51 ～ 60	242,260	234,810	232,940	228,680	227,070	218,550	212,010	206,660
61 ～ 70	236,640	229,350	227,560	223,510	221,830	214,040	207,970	203,020
71人以上	218,200	211,500	209,810	206,010	204,560	197,430	191,830	187,220

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	292,480	283,730	281,520	275,660	272,600	264,550	258,390	252,290
31 ～ 35	255,540	247,890	246,000	240,840	238,230	231,100	225,660	220,330
36 ～ 40	238,530	231,500	229,700	224,950	222,370	215,770	210,760	205,820
41 ～ 50	220,130	213,560	211,910	207,500	205,130	199,020	194,370	189,730
51 ～ 60	209,200	202,940	201,370	197,050	194,900	189,040	184,560	180,180
61 ～ 70	207,400	201,060	199,540	195,390	193,120	187,310	182,950	178,580
71 ～ 80	198,050	192,020	190,510	186,510	184,380	178,780	174,540	170,440
81 ～ 90	195,160	189,250	187,730	183,770	181,650	176,130	171,910	167,780
91人以上	185,420	179,780	178,350	174,580	172,640	167,230	163,330	159,340

旧

別表 7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等 1 人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	293,750	285,050	282,830	277,060	273,980	265,850	259,730	253,570
31 ～ 40	246,570	239,220	237,420	232,450	229,840	223,090	217,920	212,770
41 ～ 50	219,960	213,340	211,710	207,230	204,930	198,880	194,190	189,530
51 ～ 60	215,740	209,220	207,610	203,200	200,950	194,880	190,330	185,740
61 ～ 70	211,610	205,210	203,630	199,300	197,020	190,960	186,560	182,050
71 ～ 80	202,650	196,510	194,990	190,810	188,720	182,860	178,630	174,310
81 ～ 90	193,770	187,860	186,370	182,410	180,420	174,810	170,720	166,610
91 ～ 100	185,780	180,210	178,760	174,900	172,900	167,560	163,600	159,600
101 ～ 110	185,540	179,930	178,500	174,660	172,640	167,320	163,340	159,350
111 ～ 120	185,310	179,680	178,260	174,460	172,420	167,100	163,130	159,140
121 ～ 130	185,060	179,400	178,010	174,230	172,170	166,850	162,890	158,920
131 ～ 140	183,220	177,590	176,180	172,440	170,450	165,130	161,240	157,290
141 ～ 150	181,360	175,810	174,400	170,670	168,750	163,450	159,630	155,660
151 ～ 160	179,600	174,100	172,770	169,050	167,140	161,980	158,010	154,130
161 ～ 170	177,650	172,220	170,870	167,220	165,340	160,160	156,360	152,420
171 ～ 180	177,390	171,980	170,640	166,940	165,080	159,910	156,090	152,210
181 ～ 190	177,120	171,740	170,370	166,670	164,780	159,660	155,830	151,970
191人以上	172,420	167,170	165,860	162,290	160,430	155,490	151,740	148,030

(1) - 2 (略)

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	236,290	228,690	226,760	221,150	218,110	210,320	204,660	198,890
11 ～ 20	195,430	189,930	188,560	184,560	182,430	176,790	172,740	168,460

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	286,540	277,680	275,520	270,870	269,420	259,500	251,630	245,560
31 ～ 40	266,490	258,340	256,280	252,000	250,800	241,450	234,120	228,470
41 ～ 50	254,490	246,720	244,770	240,210	238,640	229,680	222,660	217,000
51 ～ 60	242,260	234,810	232,940	228,680	227,070	218,550	212,010	206,660
61 ～ 70	236,640	229,350	227,560	223,510	221,830	214,040	207,970	203,020
71人以上	218,200	211,500	209,810	206,010	204,560	197,430	191,830	187,220

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	292,480	283,730	281,520	275,660	272,600	264,550	258,390	252,290
31 ～ 35	255,540	247,890	246,000	240,840	238,230	231,100	225,660	220,330
36 ～ 40	238,530	231,500	229,700	224,950	222,370	215,770	210,760	205,820
41 ～ 50	220,130	213,560	211,910	207,500	205,130	199,020	194,370	189,730
51 ～ 60	209,200	202,940	201,370	197,050	194,900	189,040	184,560	180,180
61 ～ 70	207,400	201,060	199,540	195,390	193,120	187,310	182,940	178,570
71 ～ 80	198,050	192,010	190,510	186,510	184,370	178,780	174,540	170,430
81 ～ 90	195,160	189,240	187,730	183,760	181,650	176,130	171,900	167,780
91人以上	185,420	179,780	178,350	174,580	172,630	167,220	163,320	159,340

新								
(3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	666,210	646,720	641,920	627,580	620,170	600,190	585,390	570,510
6 ～ 10	605,880	588,140	583,830	570,720	563,980	545,970	532,440	518,930
11 ～ 15	442,910	429,880	426,650	416,800	410,350	397,360	387,500	377,700
16 ～ 20	363,390	352,630	349,980	341,950	336,660	325,760	317,690	309,560
21 ～ 25	310,600	301,460	299,150	292,200	287,610	278,380	271,380	264,500
26 ～ 30	293,830	285,010	282,810	276,660	272,600	264,550	258,390	252,290
31 ～ 35	259,630	251,950	249,960	244,570	240,870	233,720	228,190	222,810
36 ～ 40	239,530	232,460	230,640	225,730	222,280	215,640	210,620	205,660
41 ～ 50	231,680	224,790	223,010	218,100	214,770	208,280	203,370	198,400
51 ～ 60	209,470	203,170	201,610	197,180	194,250	188,390	183,960	179,630
61 ～ 70	207,630	201,280	199,760	195,400	192,380	186,660	<u>182,240</u>	<u>177,890</u>
71 ～ 80	198,260	<u>192,200</u>	190,700	186,520	<u>183,660</u>	178,030	<u>173,810</u>	<u>169,700</u>
81 ～ 90	195,310	<u>189,410</u>	187,900	<u>183,790</u>	180,930	175,440	<u>171,250</u>	167,110
91人以上	<u>185,000</u>	<u>179,300</u>	<u>177,890</u>	<u>173,960</u>	171,280	165,960	161,970	157,970

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	<u>311,850</u>	<u>303,790</u>	<u>301,730</u>	<u>295,830</u>	<u>292,730</u>	<u>284,490</u>	<u>278,390</u>	<u>272,180</u>
6 ～ 10	<u>273,780</u>	266,170	<u>264,210</u>	<u>258,640</u>	<u>255,730</u>	<u>247,970</u>	242,180	<u>236,360</u>
11 ～ 15	219,500	213,240	211,770	207,220	204,850	198,570	<u>193,900</u>	<u>189,090</u>
16 ～ 20	195,680	190,030	<u>188,680</u>	<u>184,530</u>	<u>182,430</u>	<u>176,720</u>	<u>172,460</u>	<u>168,170</u>
21 ～ 25	190,540	<u>185,000</u>	183,630	179,640	177,500	171,970	167,800	163,630
26 ～ 30	<u>185,410</u>	179,950	178,590	<u>174,710</u>	<u>172,560</u>	<u>167,200</u>	163,170	<u>159,050</u>

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	290,140	281,400	279,180	273,320	270,320	262,210	255,980	250,020
31 ～ 35	253,580	245,880	243,970	238,910	236,190	229,050	223,630	218,300
36 ～ 40	237,570	230,390	228,610	223,870	221,210	214,640	209,630	204,650
41 ～ 50	219,280	212,550	210,920	206,510	204,230	198,400	<u>193,390</u>	188,670
51 ～ 60	208,520	202,120	200,490	<u>196,300</u>	194,070	<u>188,200</u>	<u>183,760</u>	<u>179,360</u>
61 ～ 70	206,900	200,400	198,830	194,590	192,380	186,520	182,190	<u>177,770</u>
71 ～ 80	197,600	191,450	189,890	<u>185,830</u>	183,750	178,150	173,890	169,760
81 ～ 90	<u>194,140</u>	<u>188,130</u>	186,550	<u>182,520</u>	180,520	174,960	<u>170,850</u>	166,670
91人以上	<u>185,230</u>	179,420	177,920	<u>174,160</u>	<u>172,140</u>	166,860	162,880	<u>158,870</u>

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	660,130	640,670	635,850	621,570	614,160	594,330	579,690	564,570
6 ～ 10	599,940	582,300	577,790	564,900	558,060	540,200	526,850	513,300
11 ～ 15	436,800	423,850	420,690	411,270	406,390	393,300	383,430	373,750
16 ～ 20	359,770	349,210	346,470	338,680	334,660	323,840	313,770	307,540
21 ～ 25	309,860	300,650	298,390	291,710	288,180	278,860	271,920	264,950
26 ～ 30	289,810	281,210	279,050	273,240	270,170	262,150	256,000	250,020
31 ～ 35	253,350	245,790	243,920	238,820	236,170	228,990	223,660	218,300
36 ～ 40	237,380	230,250	228,510	223,780	221,340	214,620	209,640	204,650
41 ～ 50	219,080	212,530	210,910	206,470	204,250	198,400	<u>193,390</u>	188,670
51 ～ 60	208,300	202,050	200,430	196,220	<u>194,060</u>	188,150	<u>183,760</u>	<u>179,360</u>
61 ～ 70	206,610	200,320	198,750	194,580	<u>192,370</u>	<u>186,570</u>	<u>182,200</u>	<u>177,770</u>
71 ～ 80	<u>197,430</u>	<u>191,380</u>	189,860	<u>185,820</u>	<u>183,750</u>	178,080	<u>173,930</u>	169,760
81 ～ 90	<u>193,900</u>	<u>187,990</u>	186,490	182,510	180,500	<u>174,900</u>	170,830	166,670
91人以上	185,010	179,360	177,970	174,150	<u>172,170</u>	166,880	<u>162,900</u>	<u>158,870</u>

旧								
(3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	666,210	646,720	641,920	627,580	620,170	600,190	585,390	570,510
6 ～ 10	605,880	588,140	583,830	570,720	563,980	545,970	532,440	518,930
11 ～ 15	442,910	429,880	426,650	416,800	410,350	397,360	387,500	377,700
16 ～ 20	363,390	352,630	349,980	341,950	336,660	325,760	317,690	309,560
21 ～ 25	310,600	301,460	299,150	292,200	287,610	278,380	271,380	264,500
26 ～ 30	293,830	285,010	282,810	276,660	272,600	264,550	258,390	252,290
31 ～ 35	259,630	251,950	249,960	244,570	240,870	233,720	228,190	222,810
36 ～ 40	239,530	232,460	230,640	225,730	222,280	215,640	210,620	205,660
41 ～ 50	231,680	224,790	223,010	218,100	214,770	208,280	203,370	198,400
51 ～ 60	209,470	203,170	201,610	197,180	194,250	188,390	183,960	179,630
61 ～ 70	207,630	201,280	199,760	195,400	192,380	186,660	<u>182,230</u>	<u>177,880</u>
71 ～ 80	198,260	<u>192,190</u>	190,700	186,520	<u>183,650</u>	178,030	<u>173,810</u>	<u>169,690</u>
81 ～ 90	195,310	<u>189,400</u>	187,900	<u>183,780</u>	180,930	175,440	<u>171,240</u>	167,110
91人以上	<u>184,990</u>	<u>179,290</u>	<u>177,880</u>	<u>173,950</u>	171,280	165,960	161,970	157,970

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	<u>311,890</u>	<u>303,830</u>	<u>301,770</u>	<u>295,860</u>	<u>292,760</u>	<u>284,520</u>	<u>278,420</u>	<u>272,210</u>
6 ～ 10	<u>273,810</u>	266,170	<u>264,240</u>	<u>258,670</u>	<u>255,760</u>	<u>248,000</u>	242,180	<u>236,390</u>
11 ～ 15	219,500	213,240	211,770	207,220	204,850	198,570	<u>193,920</u>	<u>189,110</u>
16 ～ 20	195,680	190,030	<u>188,700</u>	<u>184,550</u>	<u>182,450</u>	<u>176,740</u>	<u>172,480</u>	<u>168,190</u>
21 ～ 25	190,540	<u>184,990</u>	183,630	179,640	177,500	171,970	167,800	163,630
26 ～ 30	<u>185,430</u>	179,950	178,590	<u>174,730</u>	<u>172,580</u>	<u>167,220</u>	163,170	<u>159,070</u>

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	290,140	281,400	279,180	273,320	270,320	262,210	255,980	250,020
31 ～ 35	253,580	245,880	243,970	238,910	236,190	229,050	223,630	218,300
36 ～ 40	237,570	230,390	228,610	223,870	221,210	214,640	209,630	204,650
41 ～ 50	219,280	212,550	210,920	206,510	204,230	198,400	<u>193,380</u>	188,670
51 ～ 60	208,520	202,120	200,490	<u>196,290</u>	194,070	<u>188,190</u>	<u>183,760</u>	<u>179,350</u>
61 ～ 70	206,900	200,400	198,830	194,590	192,380	186,520	182,190	<u>177,760</u>
71 ～ 80	197,600	191,450	189,890	<u>185,820</u>	183,750	178,150	173,890	169,760
81 ～ 90	<u>194,130</u>	<u>188,120</u>	186,550	<u>182,510</u>	180,520	174,960	<u>170,840</u>	166,670
91人以上	<u>185,220</u>	179,420	177,920	<u>174,150</u>	<u>172,130</u>	166,860	162,880	<u>158,860</u>

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	660,130	640,670	635,850	621,570	614,160	594,330	579,690	564,570
6 ～ 10	599,940	582,300	577,790	564,900	558,060	540,200	526,850	513,300
11 ～ 15	436,800	423,850	420,690	411,270	406,390	393,300	383,430	373,750
16 ～ 20	359,770	349,210	346,470	338,680	334,660	323,840	315,770	307,540
21 ～ 25	309,860	300,650	298,390	291,710	288,180	278,860	271,920	264,950
26 ～ 30	289,810	281,210	279,050	273,240	270,170	262,150	256,000	250,020
31 ～ 35	253,350	245,790	243,920	238,820	236,170	228,990	223,660	218,300
36 ～ 40	237,380	230,250	228,510	223,780	221,340	214,620	209,640	204,650
41 ～ 50	219,080	212,530	210,910	206,470	204,250	198,040	193,380	188,670
51 ～ 60	208,300	202,050	200,430	196,220	194,050	188,150	183,750	179,350
61 ～ 70	206,610	200,320	198,750	194,580	192,360	186,560	182,190	177,760
71 ～ 80	197,420	191,380	189,860	185,810	183,740	178,080	173,920	169,760
81 ～ 90	193,890	187,980	186,490	182,510	180,500	174,890	170,830	166,670
91人以上	185,010	179,360	177,970	174,150	172,160	166,880	162,890	158,860

新								
(4)－3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	310,760	302,720	300,670	294,830	291,730	283,580	277,440	271,350
6 ～ 10	273,260	265,640	263,730	258,070	255,170	247,520	241,690	235,890
11 ～ 15	219,430	213,230	211,730	207,190	204,790	198,540	193,860	189,120
16 ～ 20	196,650	191,030	189,590	185,410	183,260	177,480	173,270	168,970
21 ～ 25	191,320	185,740	184,360	180,320	178,230	172,600	168,470	164,270
26 ～ 30	185,970	180,510	179,180	175,250	173,220	167,790	163,650	159,530
(5) (略)								
2 加算分保護単価								
(1) 職業指導員加算分保護単価								
(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,160	16,610	16,470	16,120	15,980	15,380	15,080	14,700
31 ～ 40	13,770	13,350	13,250	12,940	12,800	12,370	12,080	11,770
41 ～ 50	10,190	9,870	9,790	9,570	9,470	9,160	8,960	8,720
51 ～ 60	9,240	8,970	8,900	8,700	8,610	8,320	8,110	7,900
61 ～ 70	8,140	7,890	7,840	7,670	7,600	7,360	7,180	7,010
71 ～ 80	7,120	6,900	6,850	6,710	6,640	6,410	6,250	6,120
81 ～ 90	6,130	5,940	5,890	5,770	5,700	5,470	5,370	5,270
91 ～ 100	5,050	4,880	4,840	4,710	4,640	4,400	4,300	4,200
101 ～ 110	4,680	4,540	4,490	4,390	4,300	4,080	3,990	3,900
111 ～ 120	4,310	4,180	4,170	4,070	4,050	3,850	3,760	3,650
121 ～ 130	3,960	3,820	3,790	3,690	3,640	3,570	3,480	3,390
131 ～ 140	3,590	3,490	3,460	3,380	3,340	3,250	3,160	3,120
141 ～ 150	3,300	3,190	3,180	3,100	3,080	2,960	2,880	2,810
151 ～ 160	3,170	3,070	3,050	2,980	2,930	2,850	2,780	2,720
161 ～ 170	3,160	3,070	3,040	2,970	2,920	2,790	2,720	2,690
171 ～ 180	3,050	2,970	2,930	2,870	2,820	2,710	2,660	2,570
181 ～ 190	2,930	2,840	2,810	2,750	2,720	2,630	2,560	2,500
191人以上	2,750	2,670	2,650	2,610	2,580	2,510	2,440	2,390
(1)－2～(3) (略)								
(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	38,000	36,890	36,610	35,780	35,230	34,120	33,290	32,460
11 ～ 20	19,000	18,440	18,300	17,890	17,610	17,060	16,460	16,230
21 ～ 30	12,660	12,290	12,200	11,920	11,740	11,370	11,090	10,820
31 ～ 40	9,500	9,220	9,150	8,940	8,800	8,530	8,320	8,110
41 ～ 50	7,600	7,370	7,320	7,150	7,040	6,820	6,650	6,490
51 ～ 60	6,330	6,140	6,100	5,960	5,870	5,680	5,540	5,410
61 ～ 70	5,420	5,270	5,230	5,110	5,030	4,870	4,750	4,630
71 ～ 80	4,750	4,610	4,570	4,470	4,400	4,260	4,160	4,050
81 ～ 90	4,220	4,100	4,060	3,970	3,910	3,790	3,690	3,600
91 ～ 100	3,800	3,690	3,660	3,570	3,520	3,410	3,330	3,240
101 ～ 110	3,450	3,350	3,320	3,250	3,200	3,100	3,020	2,950
111 ～ 120	3,160	3,070	3,050	2,980	2,930	2,840	2,770	2,700
121 ～ 130	2,920	2,830	2,810	2,750	2,710	2,620	2,560	2,490
131 ～ 140	2,710	2,630	2,610	2,550	2,510	2,430	2,370	2,310
141 ～ 150	2,530	2,460	2,440	2,380	2,340	2,270	2,220	2,160
151 ～ 160	2,370	2,300	2,280	2,230	2,200	2,130	2,080	2,020
161 ～ 170	2,230	2,170	2,150	2,100	2,070	2,000	1,950	1,910
171 ～ 180	2,110	2,050	2,030	1,980	1,950	1,890	1,850	1,800
181 ～ 190	2,000	1,940	1,920	1,880	1,850	1,790	1,750	1,700
191人以上	1,900	1,840	1,830	1,780	1,760	1,700	1,660	1,620

旧								
(4)－3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設								
(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	310,800	302,760	300,740	294,860	291,760	283,640	277,470	271,410
6 ～ 10	273,260	265,640	263,760	258,100	255,200	247,550	241,690	235,920
11 ～ 15	219,430	213,230	211,730	207,190	204,790	198,540	193,880	189,140
16 ～ 20	196,650	191,030	189,610	185,430	183,260	177,500	173,290	168,990
21 ～ 25	191,320	185,730	184,360	180,320	178,250	172,620	168,490	164,270
26 ～ 30	185,990	180,500	179,180	175,250	173,240	167,790	163,670	159,550
(5) (略)								
2 加算分保護単価								
(1) 職業指導員加算分保護単価								
(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,160	16,610	16,470	16,120	15,980	15,380	15,080	14,700
31 ～ 40	13,770	13,350	13,250	12,930	12,800	12,370	12,080	11,770
41 ～ 50	10,190	9,870	9,790	9,570	9,470	9,160	8,960	8,720
51 ～ 60	9,240	8,970	8,900	8,700	8,610	8,320	8,110	7,900
61 ～ 70	8,140	7,890	7,840	7,670	7,600	7,360	7,180	7,010
71 ～ 80	7,120	6,900	6,850	6,710	6,640	6,410	6,250	6,120
81 ～ 90	6,130	5,940	5,890	5,770	5,700	5,470	5,370	5,270
91 ～ 100	5,050	4,880	4,840	4,710	4,640	4,500	4,440	4,300
101 ～ 110	4,680	4,540	4,490	4,390	4,300	4,080	3,990	3,900
111 ～ 120	4,310	4,180	4,170	4,070	4,050	3,850	3,760	3,650
121 ～ 130	3,960	3,820	3,790	3,690	3,640	3,570	3,480	3,390
131 ～ 140	3,590	3,490	3,460	3,380	3,340	3,250	3,160	3,120
141 ～ 150	3,300	3,190	3,180	3,100	3,080	2,960	2,880	2,810
151 ～ 160	3,170	3,070	3,050	2,980	2,930	2,850	2,780	2,720
161 ～ 170	3,160	3,070	3,040	2,970	2,920	2,790	2,720	2,690
171 ～ 180	3,050	2,970	2,930	2,870	2,820	2,710	2,660	2,570
181 ～ 190	2,930	2,840	2,810	2,750	2,720	2,630	2,560	2,500
191人以上	2,750	2,670	2,650	2,610	2,580	2,510	2,440	2,390
(1)－2～(3) (略)								
(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	38,000	36,890	36,610	35,780	35,230	34,120	33,290	32,460
11 ～ 20	19,000	18,440	18,300	17,890	17,610	17,060	16,460	16,230
21 ～ 30	12,660	12,290	12,200	11,920	11,740	11,370	11,090	10,820
31 ～ 40	9,500	9,220	9,150	8,940	8,800	8,530	8,320	8,110
41 ～ 50	7,600	7,370	7,320	7,150	7,040	6,820	6,650	6,490
51 ～ 60	6,330	6,140	6,100	5,960	5,870	5,680	5,540	5,410
61 ～ 70	5,420	5,270	5,230	5,110	5,030	4,870	4,750	4,630
71 ～ 80	4,750	4,610	4,570	4,470	4,400	4,260	4,160	4,050
81 ～ 90	4,220	4,090	4,060	3,970	3,910	3,790	3,690	3,600
91 ～ 100	3,800	3,680	3,660	3,570	3,520	3,410	3,320	3,240
101 ～ 110	3,450	3,350	3,320	3,250	3,200	3,100	3,020	2,950
111 ～ 120	3,160	3,070	3,050	2,980	2,930	2,840	2,770	2,700
121 ～ 130	2,920	2,830	2,810	2,750	2,710	2,620	2,560	2,490
131 ～ 140	2,710	2,630	2,610	2,550	2,510	2,430	2,370	2,310
141 ～ 150	2,530	2,460	2,440	2,380	2,340	2,270	2,220	2,160
151 ～ 160	2,370	2,300	2,280	2,230	2,200	2,130	2,080	2,020
161 ～ 170	2,230	2,170	2,150	2,100	2,070	2,000	1,950	1,910
171 ～ 180	2,110	2,050	2,030	1,980	1,950	1,890	1,850	1,800
181 ～ 190	2,000	1,940	1,920	1,880	1,850	1,790	1,750	1,700
191人以上	1,900	1,840	1,830	1,780	1,760	1,700	1,660	1,620

新

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,200	38,090	37,810	36,980	36,430	35,320	34,490	33,660
11 ～ 20	20,200	19,640	19,500	19,090	18,810	18,260	17,840	17,430
21 ～ 30	13,860	13,490	13,400	13,120	12,940	12,570	12,290	12,020
31 ～ 40	10,700	10,420	10,350	10,140	10,000	9,730	9,520	9,310
41 ～ 50	8,800	8,570	8,520	8,350	8,240	8,020	7,850	7,690
51 ～ 60	7,530	7,340	7,300	7,160	7,070	6,880	6,740	6,610
61 ～ 70	6,620	6,470	6,430	6,310	6,230	6,070	5,950	5,830
71 ～ 80	5,950	5,810	5,770	5,670	5,600	5,460	5,360	5,250
81 ～ 90	5,420	5,300	5,260	5,170	5,110	4,980	4,890	4,800
91 ～ 100	5,000	4,890	4,860	4,770	4,720	4,610	4,530	4,440
101 ～ 110	4,650	4,550	4,520	4,450	4,400	4,300	4,220	4,150
111 ～ 120	4,360	4,270	4,250	4,180	4,130	4,040	3,970	3,900
121 ～ 130	4,120	4,030	4,010	3,950	3,910	3,820	3,760	3,690
131 ～ 140	3,910	3,830	3,810	3,750	3,710	3,630	3,570	3,510
141 ～ 150	3,730	3,660	3,640	3,580	3,540	3,470	3,420	3,360
151 ～ 160	3,570	3,500	3,480	3,430	3,400	3,330	3,280	3,220
161 ～ 170	3,430	3,370	3,350	3,300	3,270	3,200	3,150	3,110
171 ～ 180	3,310	3,250	3,230	3,180	3,150	3,090	3,050	3,000
181 ～ 190	3,200	3,140	3,120	3,080	3,050	2,990	2,950	2,900
191人以上	3,100	3,040	3,030	2,980	2,960	2,900	2,860	2,820

(6) ～ (11) (略)

(12) ソーシャルワーカー配置加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	56,620	54,770	54,310	52,920	52,000	50,150	48,760	47,380
11 ～ 20	28,310	27,380	27,150	26,460	26,000	25,070	24,380	23,690
21 ～ 30	18,870	18,250	18,100	17,640	17,330	16,710	16,250	15,790
31 ～ 40	14,150	13,690	13,570	13,230	13,000	12,530	12,190	11,840
41 ～ 50	11,320	10,950	10,860	10,580	10,400	10,030	9,750	9,470
51 ～ 60	9,430	9,120	9,050	8,820	8,660	8,350	8,120	7,890
61 ～ 70	8,080	7,820	7,750	7,560	7,420	7,160	6,960	6,760
71 ～ 80	7,070	6,840	6,780	6,610	6,500	6,260	6,090	5,920
81 ～ 90	6,290	6,080	6,030	5,880	5,770	5,570	5,410	5,260
91 ～ 100	5,660	5,470	5,430	5,290	5,200	5,070	4,970	4,870
101 ～ 110	5,140	4,980	4,930	4,810	4,720	4,550	4,430	4,300
111 ～ 120	4,710	4,560	4,520	4,410	4,330	4,180	4,060	3,940
121 ～ 130	4,350	4,210	4,170	4,070	4,000	3,850	3,750	3,640
131 ～ 140	4,040	3,910	3,880	3,780	3,710	3,580	3,480	3,380
141 ～ 150	3,770	3,650	3,620	3,520	3,460	3,340	3,250	3,150
151 ～ 160	3,530	3,420	3,390	3,300	3,250	3,130	3,040	2,960
161 ～ 170	3,330	3,220	3,190	3,110	3,050	2,950	2,860	2,780
171 ～ 180	3,140	3,040	3,010	2,940	2,880	2,780	2,700	2,630
181 ～ 190	2,980	2,880	2,850	2,780	2,730	2,640	2,560	2,490
191人以上	2,830	2,730	2,710	2,640	2,600	2,500	2,430	2,360

旧

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,200	38,090	37,810	36,980	36,430	35,320	34,490	33,660
11 ～ 20	20,200	19,640	19,500	19,090	18,810	18,260	17,840	17,430
21 ～ 30	13,860	13,490	13,400	13,120	12,940	12,570	12,290	12,020
31 ～ 40	10,700	10,420	10,350	10,140	10,000	9,730	9,520	9,310
41 ～ 50	8,800	8,570	8,520	8,350	8,240	8,020	7,850	7,690
51 ～ 60	7,530	7,340	7,300	7,160	7,070	6,880	6,740	6,610
61 ～ 70	6,620	6,470	6,430	6,310	6,230	6,070	5,950	5,830
71 ～ 80	5,950	5,810	5,770	5,670	5,600	5,460	5,360	5,250
81 ～ 90	5,420	5,290	5,260	5,170	5,110	4,980	4,890	4,800
91 ～ 100	5,000	4,880	4,860	4,770	4,720	4,610	4,520	4,440
101 ～ 110	4,650	4,550	4,520	4,450	4,400	4,300	4,220	4,150
111 ～ 120	4,360	4,270	4,250	4,180	4,130	4,040	3,970	3,900
121 ～ 130	4,120	4,030	4,010	3,950	3,910	3,820	3,760	3,690
131 ～ 140	3,910	3,830	3,810	3,750	3,710	3,630	3,570	3,510
141 ～ 150	3,730	3,660	3,640	3,580	3,540	3,470	3,420	3,360
151 ～ 160	3,570	3,500	3,480	3,430	3,400	3,330	3,280	3,220
161 ～ 170	3,430	3,370	3,350	3,300	3,270	3,200	3,150	3,110
171 ～ 180	3,310	3,250	3,230	3,180	3,150	3,090	3,050	3,000
181 ～ 190	3,200	3,140	3,120	3,080	3,050	2,990	2,950	2,900
191人以上	3,100	3,040	3,030	2,980	2,960	2,900	2,860	2,820

(6) ～ (11) (略)

(12) ソーシャルワーカー配置加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	56,620	54,770	54,310	52,920	52,000	50,150	48,760	47,370
11 ～ 20	28,310	27,380	27,150	26,460	26,000	25,070	24,380	23,690
21 ～ 30	18,870	18,250	18,100	17,640	17,330	16,710	16,250	15,790
31 ～ 40	14,150	13,690	13,570	13,230	13,000	12,530	12,190	11,840
41 ～ 50	11,320	10,950	10,860	10,580	10,400	10,030	9,750	9,470
51 ～ 60	9,430	9,120	9,050	8,820	8,660	8,350	8,120	7,890
61 ～ 70	8,080	7,820	7,750	7,560	7,420	7,160	6,960	6,760
71 ～ 80	7,070	6,840	6,780	6,610	6,500	6,260	6,090	5,920
81 ～ 90	6,290	6,080	6,030	5,880	5,770	5,570	5,410	5,260
91 ～ 100	5,660	5,470	5,430	5,290	5,200	5,010	4,870	4,730
101 ～ 110	5,140	4,970	4,930	4,810	4,720	4,550	4,430	4,300
111 ～ 120	4,710	4,560	4,520	4,410	4,330	4,170	4,060	3,940
121 ～ 130	4,350	4,210	4,170	4,070	4,000	3,850	3,750	3,640
131 ～ 140	4,040	3,910	3,870	3,780	3,710	3,580	3,480	3,380
141 ～ 150	3,770	3,650	3,620	3,520	3,460	3,340	3,250	3,150
151 ～ 160	3,530	3,420	3,390	3,300	3,250	3,130	3,040	2,960
161 ～ 170	3,330	3,220	3,190	3,110	3,050	2,950	2,860	2,780
171 ～ 180	3,140	3,040	3,010	2,940	2,880	2,780	2,700	2,630
181 ～ 190	2,980	2,880	2,850	2,780	2,730	2,640	2,560	2,490
191人以上	2,830	2,730	2,710	2,640	2,600	2,500	2,430	2,360

別表8～別表9 (略)

別表8～別表9 (略)

改正後													現行																																																																																																																																																																		
様式 1 別紙様式 1 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金調書 地方公共団体名 令和 年度 こども家庭庁所管 <table><thead><tr><th colspan="3">国</th><th colspan="10">地 方 公 共 団 体</th><th rowspan="3">備考</th></tr><tr><th rowspan="2">歳出 予算 科目</th><th rowspan="2">交付決定額</th><th rowspan="2">補助 率</th><th colspan="3">歳 入</th><th colspan="7">歳 出</th></tr><tr><th>科目</th><th>予算現額</th><th>収入済額</th><th>科目</th><th>予算現額</th><th>うち国庫負担 金相当額</th><th>支出済額</th><th>うち国庫負担 金相当額</th><th>翌 年 度 繰 越 額</th><th>うち国庫負担 金相当額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記入要領) 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した負担金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目及び目の細分を記載すること。 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。 4 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。																										国			地 方 公 共 団 体										備考	歳出 予算 科目	交付決定額	補助 率	歳 入			歳 出							科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負担 金相当額	支出済額	うち国庫負担 金相当額	翌 年 度 繰 越 額	うち国庫負担 金相当額																										様式 1 別紙様式 1 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金調書 地方公共団体名 令和 年度 厚生労働省所管 <table><thead><tr><th colspan="3">国</th><th colspan="10">地 方 公 共 団 体</th><th rowspan="3">備考</th></tr><tr><th rowspan="2">歳出 予算 科目</th><th rowspan="2">交付決定額</th><th rowspan="2">補助 率</th><th colspan="3">歳 入</th><th colspan="7">歳 出</th></tr><tr><th>科目</th><th>予算現額</th><th>収入済額</th><th>科目</th><th>予算現額</th><th>うち国庫負担 金相当額</th><th>支出済額</th><th>うち国庫負担 金相当額</th><th>翌 年 度 繰 越 額</th><th>うち国庫負担 金相当額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記入要領) 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した負担金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目及び目の細分を記載すること。 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。 4 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。																										国			地 方 公 共 団 体										備考	歳出 予算 科目	交付決定額	補助 率	歳 入			歳 出							科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負担 金相当額	支出済額	うち国庫負担 金相当額	翌 年 度 繰 越 額	うち国庫負担 金相当額																									
国			地 方 公 共 団 体										備考																																																																																																																																																																		
歳出 予算 科目	交付決定額	補助 率	歳 入			歳 出																																																																																																																																																																									
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負担 金相当額	支出済額	うち国庫負担 金相当額	翌 年 度 繰 越 額	うち国庫負担 金相当額																																																																																																																																																																			
国			地 方 公 共 団 体										備考																																																																																																																																																																		
歳出 予算 科目	交付決定額	補助 率	歳 入			歳 出																																																																																																																																																																									
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負担 金相当額	支出済額	うち国庫負担 金相当額	翌 年 度 繰 越 額	うち国庫負担 金相当額																																																																																																																																																																			

改正後	現行
様式 2－1 別紙様式 2－1 番 号 年 月 日 こども家庭庁長官 殿 都道府県知事 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について 標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。 なお、管内市町村分については、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。 申請額 金 0 円 都道府県分 金 0 円 市 町 村分 金 0 円 うち障害児入所給付費等国庫負担金 金 0 円 都道府県分 金 0 円 市 町 村分 金 0 円 うち障害児入所医療費等国庫負担金 金 0 円 都道府県分 金 0 円 市 町 村分 金 0 円 (添付書類) 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書 (別紙A) 2 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙B) 3 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分申請額内訳 (別紙C) 4 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本 様式 2－1 別添～様式 2－1 別紙C (略)	様式 2－1 別紙様式 2－1 番 号 年 月 日 厚生労働大臣 殿 都道府県知事 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について 標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。 なお、管内市町村分については、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。 申請額 金 0 円 都道府県分 金 0 円 市 町 村分 金 0 円 うち障害児入所給付費等国庫負担金 金 0 円 都道府県分 金 0 円 市 町 村分 金 0 円 うち障害児入所医療費等国庫負担金 金 0 円 都道府県分 金 0 円 市 町 村分 金 0 円 (添付書類) 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書 (別紙A) 2 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙B) 3 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分申請額内訳 (別紙C) 4 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本 様式 2－1 別添～様式 2－1 別紙C (略)

改正後	現行
様式 2－2 別紙様式 2－2 番 号 年 月 日 こども家庭庁長官 殿 指 定 都 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について 標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。 申請額 金 0 円 うち障害児入所給付費等国庫負担金 金 0 円 うち障害児入所医療費等国庫負担金 金 0 円 (添付書類) 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書 (別紙A) 2 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙B) 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本 様式 2－2 別添～様式 2－2 別紙B (略)	様式 2－2 別紙様式 2－2 番 号 年 月 日 厚生労働大臣 殿 指 定 都 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について 標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。 申請額 金 0 円 うち障害児入所給付費等国庫負担金 金 0 円 うち障害児入所医療費等国庫負担金 金 0 円 (添付書類) 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書 (別紙A) 2 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙B) 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本 様式 2－2 別添～様式 2－2 別紙B (略)

改正後	現行
様式 3 別紙様式 3 番 号 年 月 日 こども家庭庁長官 殿 市 町 村 長 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について 標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。 申請額金0 円 うち障害児入所給付費等国庫負担金金0 円 うち障害児入所医療費等国庫負担金金0 円 (添付書類) 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金所要額調(別紙A) 2 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金事業計画(別紙B) 3 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本 様式 3 別添～様式 3 別紙 B (略)	様式 3 別紙様式 3 番 号 年 月 日 厚生労働大臣 殿 市 町 村 長 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について 標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。 申請額金0 円 うち障害児入所給付費等国庫負担金金0 円 うち障害児入所医療費等国庫負担金金0 円 (添付書類) 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金所要額調(別紙A) 2 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金事業計画(別紙B) 3 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本 様式 3 別添～様式 3 別紙 B (略)

改正後	現行
様式 4 別紙様式 4 番 号 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付決定通知書 〇〇〇市（町村） 令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第 6 条 { 第 1 項の規定により、 第 3 項の規定により修正のうえ、 } 令和 年 月 日 <u>こ支障第</u> 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。 令和 年 月 日 〇〇県知事〇〇〇〇 1 国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、<u>令和※年※月※日こ支障第※号こども家庭庁長官</u>通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 4 に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は国庫負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。 3 この国庫負担金の額の確定は、交付要綱の 5 に定める交付額の算定方法により行われるものである。 4 この国庫負担金は、交付要綱の 7 に掲げる事項を条件として交付するものである。 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。	様式 4 別紙様式 4 番 号 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付決定通知書 〇〇〇市（町村） 令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第 6 条 { 第 1 項の規定により、 第 3 項の規定により修正のうえ、 } 令和 年 月 日 <u>厚生労働省発障第</u> 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。 令和 年 月 日 〇〇県知事〇〇〇〇 1 国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、<u>平成 19年 12月 18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官</u>通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 4 に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は国庫負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。 3 この国庫負担金の額の確定は、交付要綱の 5 に定める交付額の算定方法により行われるものである。 4 この国庫負担金は、交付要綱の 7 に掲げる事項を条件として交付するものである。 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。

改正後	現行
様式4別紙（略） 様式5 別紙様式5 番号 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金 変更交付決定通知書 〇〇〇市（町村） 令和 年 月 日第 号で交付された令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、 { 令和 年 月 日第 号申請に基補助金等に係る予算の執行の適正化に関する つき、 法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により } 令和 年 月 日 こ支障 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。 （超過交付が生じた場合） なお、超過交付となった金 円については、同法第18条第1項の規定により、令和 月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。 令和 年 月 日 〇〇県知事〇〇〇〇 1 国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ支障第※号こども家庭庁長官通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は、別紙のとおりである。 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。 様式5 別紙（略）	様式4別紙（略） 様式5 別紙様式5 番号 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金 変更交付決定通知書 〇〇〇市（町村） 令和 年 月 日第 号で交付された令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、 { 令和 年 月 日第 号申請に基補助金等に係る予算の執行の適正化に関する つき、 法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により } 令和 年 月 日 厚生労働省発 達第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。 （超過交付が生じた場合） なお、超過交付となった金 円については、同法第18条第1項の規定により、令和 月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。 令和 年 月 日 〇〇県知事〇〇〇〇 1 国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 19年 12月 18日厚生労働省発達第1218002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は、別紙のとおりである。 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。 様式5 別紙（略）

改正後	現行
様式 6－1 別紙様式 6－1 第 令和 年 月 日 号 こども家庭庁長官 殿 都 道 府 県 知 事 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に係る事業実績報告書 令和 年 月 日 こ支障第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、関係書類を添えて報告する。 なお、同日付で交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。 添付書類 (1) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算書（別紙 A） (2) 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金精算書（別紙 B） (3) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表（別紙 C） (4) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表（別紙 D） (5) 令和 年度障害児入所措置費事業費支弁児童（者）数月別集計表（別紙 E） (6) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分精算書集計表（別紙 F） (7) 歳入歳出決算書抄本	様式 6－1 別紙様式 6－1 第 令和 年 月 日 号 厚生労働大臣 殿 都 道 府 県 知 事 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に係る事業実績報告書 令和 年 月 日 厚生労働省発障第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、関係書類を添えて報告する。 なお、同日付で交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。 添付書類 (1) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算書（別紙 A） (2) 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金精算書（別紙 B） (3) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表（別紙 C） (4) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表（別紙 D） (5) 令和 年度障害児入所措置費事業費支弁児童（者）数月別集計表（別紙 E） (6) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分精算書集計表（別紙 F） (7) 歳入歳出決算書抄本 様式 6－1 別添～様式 6－1 別紙 F （略）

改正後	現行
様式 6－1 別添～様式 6－1 別紙 F（略） 様式 6－2 別紙様式 6－2 第 令和 年 月 日 号 子ども家庭庁長官 殿 指 定 都 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に係る事業実績報告書 令和 年 月 日 <u>こ支障</u>第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、 関係書類を添えて報告する。 添付書類 (1) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算書（別紙 A） (2) 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金精算書（別紙 B） (3) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表（別紙 C） (4) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表（別紙 D） (5) 令和 年度障害児入所措置費事業費支弁児童（者）数月別集計表（別紙 E） (6) 歳入歳出決算書抄本	様式 6－2 別紙様式 6－2 第 令和 年 月 日 号 <u>厚生労働大臣</u> 殿 指 定 都 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に係る事業実績報告書 令和 年 月 日 <u>厚生労働省発障</u>第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、 関係書類を添えて報告する。 添付書類 (1) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算書（別紙 A） (2) 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金精算書（別紙 B） (3) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表（別紙 C） (4) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表（別紙 D） (5) 令和 年度障害児入所措置費事業費支弁児童（者）数月別集計表（別紙 E） (6) 歳入歳出決算書抄本 様式 6－2 別添～様式 6－2 別紙 E（略）

改正後	現行
様式 6－2 別添～様式 6－2 別紙 E （略） 様式 7 別紙様式 7 番 号 年 月 日 <u>こども家庭庁長官</u> 殿 市 町 村 長 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び 障害児入所医療費等国庫負担金の事業実績報告について 令和 年 月 日 <u>こ支障</u>第 号により交付決定を受けた標記に係る 事業実績について、 関係書類を添えて報告する。 （添付書類） 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金精算書（別紙） 2 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本 様式 7 別添～様式 7 別紙（第 2） （略）	様式 7 別紙様式 7 番 号 年 月 日 <u>厚生労働大臣</u> 殿 市 町 村 長 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び 障害児入所医療費等国庫負担金の事業実績報告について 令和 年 月 日 <u>厚生労働省発障</u>第 号により交付決定を受けた標記に係る 事業実績について、 関係書類を添えて報告する。 （添付書類） 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金精算書（別紙） 2 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本 様式 7 別添～様式 7 別紙（第 2） （略）

改正後	現行
様式 8 別紙様式 8 番 号 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金確定通知書 〇〇〇市（町村） 令和 年 月 日第 号で交付決定通知した令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき令和 年 月 日 <u>こ支障</u>第 号をもって交付額が別紙のとおり確定されたので通知する。 なお、標記負担金については精算不足分として金 円を追加交付することとしたので通知する。 また、超過交付となった金 円（〇〇費〇〇金 円、〇〇費〇〇金 円）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。 令和 年 月 日 〇〇県知事〇〇〇〇 様式 8 別紙 （略）	様式 8 別紙様式 8 番 号 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金確定通知書 〇〇〇市（町村） 令和 年 月 日第 号で交付決定通知した令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき令和 年 月 日 <u>厚生労働省発障</u>第 号をもって交付額が別紙のとおり確定されたので通知する。 なお、標記負担金については精算不足分として金 円を追加交付することとしたので通知する。 また、超過交付となった金 円（〇〇費〇〇金 円、〇〇費〇〇金 円）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。 令和 年 月 日 〇〇県知事〇〇〇〇 様式 8 別紙 （略）